

## 随意契約結果表

担当課名	環境創造課
案件名	三田市霊苑管理事務所管理業務
案件の概要	施設管理運営業務(場内の開閉施錠、窓口及び電話等対応、施設及び敷地内の日常清掃、市との連絡事務、その他霊苑に関する軽易な作業)
随意契約の種類	単独随意契約
契約年月日	令和3年4月1日
契約の相手方	公益社団法人三田市シルバー人材センター
契約金額	2,562,450 円(うち消費税 232,950 円)
契約期間	令和3年4月1日から令和4年 3 月31日まで
随意契約とした理由	<p>当該業務を委託しようとする公益社団法人三田市シルバー人材センターは、「高齢者の生きがいの確保と健康の増進を図るとともに、地域の発展に寄与する社会参加」を目的として設立された法人である。</p> <p>当業務は、同センターの設立目的に合致するものであり、業務を委託することで、高齢者の就業機会の拡大と収入の確保などが図れる。</p> <p>また、同センターとは平成 9 年度より業務委託契約を取り交わしており、施設の特徴や業務内容に十分精通している。市としても契約事務規則の改正を行い同センターからの役務の提供を積極的に受ける方針を明確にしている。</p>
随意契約とした法的根拠	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による。</p> <p>(法令で定められている障害者関係施設、シルバー人材センター、母子福祉団体との役務の提供等の契約をする場合)</p>